

【新旧対照表】 令和5年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営管理・保育内容）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運営管理			
4 職員の状況 (1) 職員配置	<p>【基本的考え方】 ＜常勤の保育士の定義＞ <u>(削除)</u> ①期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。) ②労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること。 ③勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	<p>【基本的考え方】 ＜常勤の保育士の定義＞ <u>各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</u> ①期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。) ②労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること。 ③勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	都要綱改正に伴う修正
II-① 凡例保育内容(関係法令及び通知等)			
項目番号 48	<p>【略称】 <u>都第353通知</u></p>	<p>【略称】 <u>57 福児母第353号</u></p>	
項目番号 49	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年 <u>12月14日</u>こ成安第 <u>142号</u>、<u>5教参学30号</u>「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」</p> <p>【略称】 こ成安第 <u>142号</u>通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年 <u>4月1日</u>こ成安第 <u>2号</u>、<u>4教参学21号</u>「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」</p> <p>【略称】 こ成安第 <u>2号</u>通知</p>	通知発出に伴う修正

項目番号 50	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年 12月25日5福祉子保第2346号「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について」</p> <p>【略称】 5 福祉子保第2346号通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年 5月8日5福保子保第265号「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について」</p> <p>【略称】 5 福保子保第265号通知</p>	通知発出に伴う修正
項目番号 52	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年 12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」</p>	<p>【関係法令及び通知等】 平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」</p>	通知発出に伴う修正
II-② 保 育 関 係			
<p>3 健康・安全の状況 (9)児童の安全確保</p> <p>イ 損害賠償保険</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p>	<p>【関係法令等】 (1) 都第353号通知 (2) (3) 変更なし</p> <p>【関係法令等】 1 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 都条例第17条 (3) 5福祉子保第2346号通知 (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</p>	<p>【関係法令等】 (1) 57福児母第353号通知 (2) (3) 変更なし</p> <p>【関係法令等】 1 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 都条例第17条 (3) 5福保子第265号通知 (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</p>	通知発出に伴う修正

	<p>【基本的な考え方】</p> <p>1 (略)</p> <p>削除</p> <p>2 次に掲げる事故等が発生した場合には区市町村に報告すること。</p> <p>① 死亡事故</p> <p>② <u>意識不明事故(どんな刺激にも反応しなかった状態に陥ったもの)</u></p> <p>③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等</p> <p>④ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イまたはウに該当する場合</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>⑤ <u>迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合</u></p> <p>⑥ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮された事案を含む。)が発生した場合</p> <p>事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) こ成安第142号通知</p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p>1 (略)</p> <p>【区】</p> <p>2 次に掲げる事故等が発生した場合には区市町村に報告すること。</p> <p>① 死亡事故</p> <p>② 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等</p> <p>③ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イまたはウに該当する場合</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>④ <u>迷子、置き去り、連れ去り等が発生しかけた場合</u></p> <p>⑤ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮された事案を含む。)が発生した場合</p> <p>事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) こ成安第2号通知</p>	
--	---	---	--

	(2) 5 福祉子保第 2346 号通知 (3) ~ (5) 略	(2) 5 福保子保第 265 号通知 (3) ~ (5) 略	
--	---	--	--